

奈良県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成三十一年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
つねまつ歯科クリニック	葛城市疋田四四―一	平成三十一年三月 四日